

広
報

清須



清須市制5周年!



平成22年7月7日で清須市は市制5周年を迎えました。これからも「安全・安心、そして元気な清須」の実現に向けて、市民の皆様とともに着実に歩んでまいります。

【5年間の主な歩み】

■平成17・18年



▲平成17年7月
開庁式



▲平成17~18年
小中学校の校舎、体育館の耐震化



▲平成18年10月
きよすあしがるバス運行開始

■平成19・20年



▲平成19年10月 市の花・市の木制定
【花：桜(左)・チューリップ(中) 木：花水木(右)】



▲平成20年11月
清須市・春日町合併協定調印式



▲平成20年12月
枇杷島駅東西自由通路開通

■平成21・22年



▲平成21年2月
レジ袋削減(有料化)の協定締結



▲平成22年4月 子ども医療費無料化の
対象拡大(中学3年生まで)



▲平成22年4月
清須越四百年事業が開幕

- 皆さんの身近にある避難所・避難場所はどこかご存知ですか?・・・2
- 平成22年度緊急雇用創出事業等に関する
求人情報等のお知らせ・・・・・・・・・・4
- 後期高齢者医療に関するお知らせ・・・・・・・・・・6
- 尾張西枇杷島まつり・・・・・・・・・・10

清須市の人口

総人口 65,911 人 (+ 70人)
 男 33,001 人 (+ 36人)
 女 32,910 人 (+ 34人)
 世帯数 26,324 世帯 (+44世帯)

〈平成22年6月1日現在〉

2010
7
月
No.060

皆さんの身近にある避難所・避難場所は どこかご存知ですか？

清須市では旧春日町との合併を期に、災害時の「避難所」及び「避難場所」の見直しを行いました。一人ひとりが、災害に応じた避難所、避難場所をあらかじめ把握しておきましょう！

◆避難所とは…

災害などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れがある者を一時的に受け入れるため、市が指定した学校などの建物をいう。

◆避難場所とは…

大地震時に発生する延焼火災などの危険から避難者を保護するため、市が指定したグラウンド、公園等のオープンスペースをいう。



【避難所】

災害の規模や気象情報を勘案し、開設する避難所を定めます。職員の配置が整った後、防災行政無線、広報車、あんしん・防災ねっとなどでお知らせします。

No.	避難所	住所	電話番号
1	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	052-502-1406
2	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	052-502-7171
3	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	052-501-1405
4	西枇杷島会館	西枇杷島町花咲84番地	052-501-6351
5	西枇杷島福祉センター	西枇杷島町大野37番地1	052-502-7530
6	にしび創造センター	西枇杷島町小田井一丁目12番地1	052-504-6361
7	清洲小学校	清洲1013番地	052-400-3651
8	清洲東小学校	清洲2576番地	052-400-1144
9	清洲中学校	一場695番地	052-400-2961
10	清洲庁舎	清洲一丁目6番地1	052-400-2721
11	清洲市民センター	清洲弁天96番地1	052-409-6471
12	県立五条高校	あま市西今宿阿弥陀寺56番地	—
13	新川小学校	須ヶ口1239番地	052-400-2771
14	星の宮小学校	阿原神門125番地	052-409-0016
15	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	052-409-8861
16	新川中学校	須ヶ口750番地	052-400-0531
17	新川体育館	須ヶ口1251番地1	052-409-1535
18	新川ふれあい防災センター	中河原10番地	052-401-3090
19	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029
20	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174
21	中之切保育園	春日砂賀東95番地	052-400-6811
22	ネギヤ保育園	春日須ヶ田21番地	052-400-9602

【地域福祉避難所】

避難所生活が長期にわたる場合に、専門的補助の必要はないが通常の避難所での生活が困難な要援護者などの二次的避難所です。

No.	避難所	住所	電話番号
1	アルコ清洲	清洲2537番地	052-409-8181

【広域避難場所】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難をする場所です。

No.	避難所	住所
1	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地
2	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1
3	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1
4	庄内川西枇杷島緑地	西枇杷島町池地内
5	清洲小学校	清洲1013番地
6	清洲東小学校	清洲2576番地
7	清洲中学校	一場695番地
8	清洲公園駐車場	清洲古城441番地3
9	新川小学校	須ヶ口1239番地
10	星の宮小学校	阿原神門125番地
11	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地
12	新川中学校	須ヶ口750番地
13	春日小学校	春日振形131番地
14	春日中学校	春日振形126番地
15	春日グランド	春日新田畑1番地



避難時の持ち物の中に、簡単に食べることができる食料を、1人3日分程度持参しましょう。

【一時避難場所】

災害時危険を回避するために一時的に避難をする場所です。

No.	避難所	住所	No.	避難所	住所
1	六ノ条公園	西枇杷島町城並三丁目15番地1	21	大嶋公園	大嶋二丁目4番地2
2	城跡公園	西枇杷島町小田井二丁目8番地1	22	角の城公園	阿原角の城68番地
3	瀬部田公園	西枇杷島町地領一丁目4番地1	23	花園公園	寺野花園74番地
4	前並公園	西枇杷島町小田井一丁目10番地1	24	美鈴公園	寺野美鈴95番地
5	花咲公園	西枇杷島町花咲84番地	25	片町公園	鍋片三丁目90番地
6	上新公園	西枇杷島町上新95番地	26	外町公園	東外町16番地
7	地領公園	西枇杷島町地領二丁目11番地1	27	東須ヶ口公園	東須ヶ口141番地
8	宮前公園	西枇杷島町宮前二丁目55番地	28	助七公園	助七一丁目149番地
9	芳野公園	西枇杷島町芳野二丁目58番地2	29	西須ヶ口公園	西須ヶ口66番地
10	北ニツ杵ちびっこ広場	西枇杷島町北ニツ杵37番地1	30	迫間公園	須ヶ口駅前一丁目71番地
11	西市場公園	西市場四丁目8番地1	31	桃栄公園	桃栄二丁目116番地
12	伝馬公園	西市場二丁目3番地1	32	乾角公園	桃栄二丁目22番地
13	清洲城広場	朝日城屋敷1番地1	33	山西公園	桃栄三丁目23番地
14	新清洲公園	新清洲二丁目7番地1	34	本山公園	萩野173番地
15	廻間第一公園	廻間三丁目12番地1	35	大通公園	桃栄四丁目79番地
16	廻間第二公園	廻間一丁目10番地1	36	新川ふれあい防災センター	中河原10番地
17	永安寺公園	清洲一丁目10番地1	37	ネギヤ公園	春日上須ヶ田95番地1
18	丸川公園	新清洲六丁目4番地1	38	西牧ちびっこ広場	春日西牧前21番地
19	上条公園	上条二丁目12番地1	39	中之切公園	春日砂賀東49番地1
20	土田公園	土田一丁目7番地1			

※「防災行政無線（市が市民に対して行う緊急連絡などのために各地区の公園などに設置している放送施設）」が、聞き取り難い、聞き漏らしたなどの方のために、放送内容を聴くことができる「音声ガイダンス」を開設しています。[電話 052-400-2913]

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

清須越四百年事業『清須越四百年宵祭り』を開催！

昔懐かしい夜まつりの雰囲気の中、市域全体の盆踊りを2夜に渡って繰り広げます。8日には、橋幸夫さんが来訪予定です。また、両日とも清洲城の夜間開城を行います。

と き 8月7日(土)・8日(日)

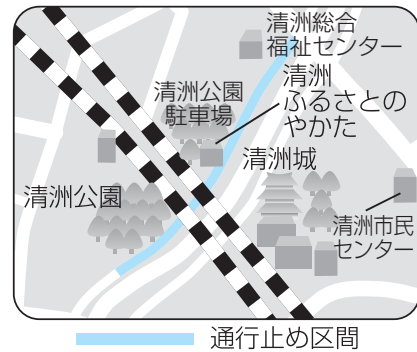
と ころ 清洲公園駐車場、清洲城、清洲市民センター

主 催 清須越四百年事業実行委員会

共 催 清須市文化協会、清須市商工会青年部、清須市

※市内各所から会場までのシャトルバスを運行予定。

◎宵祭り期間中、清洲公園付近の五条川堤防を通行止めしますので、ご協力をお願いします。



■問合せ 企画政策課(本庁舎)



詳細は7月中旬に発行する「清須越四百年かわら版」でご案内します。



平成22年度緊急雇用創出事業等に関する求人情報等のお知らせ

清須市では、厳しい雇用情勢に対応するため、次の委託事業を実施し就業の機会を創出します。本市が委託する業務の概要は、以下のとおりです。

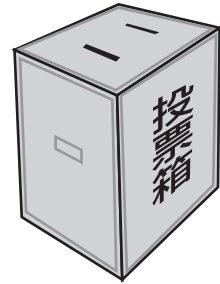
■今後、求人を用意している事業

整理番号	業務名及び業務内容	事業予定期間	求人予定数
1	レンタサイクル実証実験事業 レンタサイクルの貸出し等の管理作業	平成22年7月 ～23年3月	2人
2	事業系一般廃棄物実態調査事業 事業系一般廃棄物の削減策を検討するための調査と啓発チラシ等を戸別訪問して配布する作業	平成22年8月 ～23年1月	6人
3	都市公園台帳作成事業 都市公園を現地調査し、台帳を電子化する作業	平成22年7月 ～12月	7人
4	下水道台帳作成事業 下水道台帳を電子化する作業	平成22年8月 ～23年1月	2人
5	歴史資料整理事業 民具資料など、収蔵品の整理・データ処理等	平成22年9月 ～23年2月	7人
6	地域資源の発掘及び情報発信事業 地域資源(歴史・水辺空間など)の取材、情報収集、画像データの作成、観光イベント時の展示作業など	平成22年9月 ～23年2月	5人
7	図書蔵書バーコード整備事業 図書システム用バーコード貼付け・データ入力作業等	平成22年9月 ～12月	10人
8	家屋台帳デジタル化事業 家屋台帳を電子化する作業	平成22年10月 ～23年3月	3人
9	安全・安心まちづくりパトロール事業 青色パトロールカーを使用して、市域の防犯パトロールを実施	平成22年10月 ～23年3月	4人

※P.26に若年者向けの就職相談窓口についてののご案内をしております。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)
電話 052-400-2911(内線1221)

第22回参議院議員通常選挙



第22回参議院議員通常選挙が、7月11日(日)に行われます。

参議院議員は、選挙区選挙と比例代表選挙によって選出されます。選挙区選挙は、候補者に投票する選挙ですが、比例代表選挙は、政党名か名簿に掲載されている候補者個人名のどちらかに投票します。従って、各政党の議席数は政党名と個人名の得票数の合計に応じて配分され、当選者は個人名の得票数が多い順に決まります。

◆期日前投票

と き 6月25日(金)～7月10日(土)

午前8時30分～午後8時

と ころ 新川体育館 小会議室

◆投票 市内15箇所の投票所で

午前7時から午後8時まで

◆開票 即日開票で新川体育館にて午後9時から

◆問合せ 市選挙管理委員会

「防災行政課(本庁舎内)」

※詳細につきましては、「選挙特集号」

第22回参議院議員通常選挙」をご覧ください。

「選挙」をご覧ください。

～外国人の不法就労防止にご協力を～

働くことのできる「在留資格」をもう一度確認してください！

一 事業主のみなさんへ

- 外国人を雇用しようとする場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、パスポートや外国人登録証明などで、在留資格を確認してください。
- 留学生、就学生については、資格外活動の許可があるかどうか、また、許可された活動内容についても確認してください。

※以上の点に留意され、就労が認められない外国人を決して雇用することがないようにしてください。なお、不明な点は西枇杷島警察署又は名古屋入国管理局などに問合せを確認してください。

■問合せ 西枇杷島警察署 電話052-501-0110 名古屋入国管理局 電話052-559-2151



地上デジタル放送に関する相談会を開催します

今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は、2011年(平成23年)7月までに終了し、地上デジタル放送に完全移行します。地上デジタル放送をご覧いただくための準備はどうしたら良いのかなど、わかりやすくお知らせする相談会を市役所各庁舎にて下記のとおり開催いたします。また、最終日には、説明会も開催されます。

地上アナログ放送は
2011年7月まで

	と き		と ころ
相 談 会	7月12日(月)	午前9時～午後5時	本 庁 舎
	7月13日(火)		春日支所
	7月14日(水)		清洲庁舎
	7月15日(木)		西枇杷島庁舎
	7月16日(金)		本 庁 舎
説 明 会	と き		と ころ
	7月16日(金)	①午前11時から ②午後 2時から	新川体育館 1階大会議室

〈相談会、説明会に関する問合せ〉

総務省 愛知県テレビ受信者支援センター(デジサポ愛知)
電話052-308-3930
(平日は午前9時～午後9時、土・日・祝日は午前9時～午後6時)

〈地上デジタル放送に関する問合せ〉

総務省 地デジコールセンター 電話0570-07-0101
(平日は午前9時～午後9時、土・日・祝日は午前9時～午後6時)



後期高齢者医療に関するお知らせ

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

医療機関での窓口負担の割合について

医療機関での窓口負担の割合は、「一般の方は1割」、「現役並み所得者(※1)は3割」です。(保険証には、「1割」又は「3割」の自己負担割合の記載があります。)前年の所得を基に、8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

※1 現役並み所得者とは

住民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方です。ただし、次に該当する場合は、保険年金課(本庁舎)又は各支所市民サービスセンターへ申請し認定を受けると1割負担となります。

◆同一世帯に被保険者が1人のみの場合

- ・被保険者本人の収入^{※2}の額が383万円未満のとき
- ・同一世帯にいる70歳~74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき

◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

※2 収入とは前年の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などを引く前の額です。



- 災害などの特別な事情により、一時的に窓口負担金の支払いが困難と認められる場合には、申請により広域連合が決定した額を減額又は免除する制度があります。

高額療養費について

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。

区 分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% ^{※3} (44,400円) ^{※4}
一 般	12,000円	44,400円
住民税非課税 世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

75歳到達月の負担が調整されます

月の途中に、75歳の誕生日で加入する方は、この制度の自己負担限度額が調整されます。

- 1日生まれの方は、影響がないため対象となりません。
- 一定の障がいがあることにより、75歳になる前からすでにこの制度に加入している方も対象となりません。

※3 1%とは、一定の限度額を超えた医療費(医療費総額-267,000円)の1%です。

※4 ()内の金額は、多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

自己負担や食事代などの減額



住民税非課税世帯の方は、自己負担限度額や入院中の食事代などが減額されます。

入院の際に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要ですので、保険年金課(本庁舎)又は各支所市民サービスセンターへ申請してください。

なお、この申請は原則として毎年必要です。

住民税非課税世帯の「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の適用

- 「区分Ⅱ」
世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。
- 「区分Ⅰ」
世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方に適用されます。
・世帯全員が、所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
・老齢福祉年金を受給されている方

入院したときの食事代などについて

入院したときの食事にかかる費用のうち、決められた金額までは自己負担になります。

■入院時の自己負担食事代 (食事療養標準負担額)

負担区分	食事代(1食につき)	
一般及び現役並み所得のある方	260円	
区分Ⅱ	入院90日まで	210円
	入院91日以上 [※]	160円
区分Ⅰ	100円	

※直近の12か月間で、区分Ⅱの認定を受けている期間の入院日数

■療養病床に入院したときは、食事代のほかに居住費も自己負担になります。(生活療養標準負担額)

負担区分	食事代(1食につき)	居住費(1日につき)
一般及び現役並み所得のある方	460円 (※420円)	320円
区分Ⅱ	210円	
区分Ⅰ	130円	0円
区分Ⅰのうち老齢福祉年金受給者	100円	

※一部の医療機関では、420円の場合があります。

平成22年度の国民健康保険税(本算定)が決定

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

毎年7月は、国民健康保険税の本算定月です。国民健康保険加入者の方がいるご家庭に、本算定の納税通知書及び納付書を世帯主の方に送付します。また、世帯主の方が国民健康保険加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主の方になります。

年税額から4月の仮算定(1期)で納付された額を差し引いた残りの額を、2期から8期に分けて納めていただきます。詳しくは納税通知書をご覧ください。

《平成22年度清須市国民健康保険税の改正がありました》

1. 国民健康保険税の賦課限度額の変更
医療分を47万円から50万円、後期高齢者支援金等を12万円から13万円に変更しました。介護分の10万円は変更ありません。
2. 課税額の軽減割合の変更
前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合において、軽減割合を6割から7割、4割から5割に変更し、新たに2割を設けました。

国民年金免除制度について

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

国民年金には、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合に、申請をして承認を受けることにより、保険料の納付が免除される制度があります。この免除制度は、前年の所得等により全額免除と一部納付(4分の1納付・半額納付・4分の3納付)に分けられます。免除を受けた期間については、次のように年金に反映されます。

免除制度	免除の割合	納付保険料額(月額)	年金額の計算
全額免除	月額保険料15,100円が全額免除	0円	免除された期間の年金額は2分の1として計算
4分の1納付	残りの4分の3が免除	3,770円	免除された期間の年金額は8分の5として計算
半額納付	残りの2分の1が免除	7,550円	免除された期間の年金額は8分の6として計算
4分の3納付	残りの4分の1が免除	11,320円	免除された期間の年金額は8分の7として計算

※免除期間にかかる保険料は、10年以内(通常は2年以内)であればさかのぼって納めることができ、老後の年金を満額に近づけることができます。

〈申請について〉

- 期間 平成22年度の年金免除期間は、平成22年7月から平成23年6月までの期間です。(7月中に限っては平成21年度も可能)
- 申請に必要なもの a. 年金手帳 b. 印鑑(本人が署名する場合は不要)
※平成22年1月1日時点で他市町村に住居票をおかれていた方は、前住所地にて平成22年度(平成21年中)所得証明書を持参いただく必要があります。
※前年に所得があり、失業した事を理由に申請される方は、添付書類として次の内のどれかの写しが必要です。 **雇用保険受給資格者証・離職票**
(いずれもハローワーク発行書類です。紛失の場合は再発行してもらえます。)
- 申請窓口 保険年金課(本庁舎)
市民サービスセンター(西枇杷島庁舎・清洲庁舎・春日支所)

行政相談委員の表彰について

5月13日、総務省中部管区行政評価局長より、本市の行政相談委員を務められている松永弘氏(桃栄)に表彰状が、前田繁一氏(一場)に感謝状が贈られました。

行政相談委員は、国などの行政機関の仕事に関する意見・要望・問合せを受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を行い、皆さんと行政とのパイプ役を担っています。



前田 繁一氏

松永 弘氏

問合せ 防災行政課(本庁舎)

人権擁護委員が代わりました

水野芳子氏(西市場)が、平成22年6月30日で退任されたため、7月1日より次の方が新たに就任されました。

玉腰 美保子氏

廻問一丁目17番地5

☎052・4009・39975

問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

セタライトダウン

～ あかりを消して、地球にやさしい暮らしを見つめなおそう ～



ライトアップに慣れた住民の方一人ひとりに対して、日頃いかに照明を使用しているかを実感していただき、地球温暖化対策を考えるきっかけとすることを目的としたイベント「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン2010」が、7月7日(水)まで実施されています。

特に7月7日(水)[クールアース・デー]の午後8時から10時までの2時間、「セタライトダウン」と題して、全国のライトアップ施設や屋内照明等の一斉消灯を呼びかけますので、一般家庭や事業所でも少しの時間だけ明かりを消して、静かな夜空の下で環境について見つめ直してみてもいかがでしょうか。

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

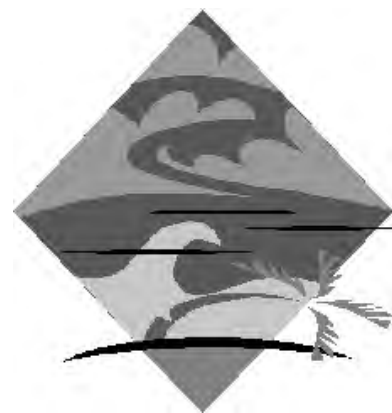
暴風警報発令の場合は『ごみ回収』は全て中止です!

台風が接近すると、「暴風警報」が発令される場合がありますが、**暴風警報が午前7時の時点で発令されている場合は、当日のごみ回収は全て中止となります。**

可燃ごみ、不燃ごみやプラスチックごみは、指定日の午前8時までに指定場所へ出していただいておりますが、これらのごみ回収も中止としますので、よろしくお願いします。

ただし、粗大ごみの回収日については、予備日を後日ご連絡します。

また、各地区の資源ごみは、前日に回収容器が準備されますが、出さないようお願いします。



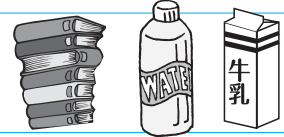
■問合せ 生活環境課(本庁舎)

資源ごみ回収にご協力ください！

ペットボトルや空き缶、ビンなどを不燃ごみ袋に入れて出していないですか？
これらは資源ごみです。資源として出すようにしてください。一人ひとりの心がけにより循環型社会を目指しましょう。

資源ごみ回収日は、月1回地区ごとで決まっています。都合が悪く当該日に出せない方は、各庁舎で行っているリサイクルステーションをご利用ください。

資源となるもの：新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑紙、古着、金物、空き瓶、ペットボトル、ペットボトルのキャップ(清涼飲料水用)



【リサイクルステーション】

場 所	回 収 日	時 間
本庁舎北側	毎週金曜日	午前9時～午後3時
清洲庁舎駐車場西側	毎日(土曜・日曜・祝日も可)	午前9時～午後4時
西枇杷島庁舎西北側車庫前	毎週土曜日	午前9時～午後3時
春日支所 (春日老人福祉センター駐車場内)	毎週金曜日	午後0時30分～4時30分
	毎週土曜日	午前9時～正午

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

7月から9月は、可燃ごみ減量強化月間です！

—ごみ減量 一人ひとりの 心掛け!—

平成21年度の市全体の可燃ごみ排出量は約11,485トンで、その処分にかかった費用は2億2970万円です。少しでも可燃ごみを減らすために、今日からでも簡単にできる可燃ごみ減量を実践してみましょう！

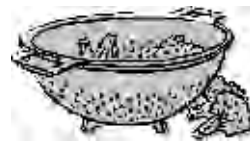
目 標/目指せ! 1人・1日30グラム減量

※処分費が約1,440万円削減できます。

●ポイント1 生ごみの水切りを徹底しましょう！

生ごみを減らすには…

- ①ごみを出す時は十分に水を切る。
- ②材料を無駄にしたり、食べ物を残さない。
水を切ることにより、重さを減らすだけでなく、匂いを抑えることもできます。



●ポイント2 『雑がみ』は資源ごみとして出しましょう！

雑がみは資源ごみの回収時に出してください。出し方は、紙袋に入れ、軽く縛って散らばらないようにするか、雑誌などの間に挟みこんで縛って出してください。



雑紙とは…投込みチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、封筒、紙箱・紙袋類などの紙全般のことをいいます。

※ただし、食品が付着しているもの、金紙・銀紙が使用されているもの、プラスチックとの複合素材の製品、感熱紙は回収の対象から除きます。

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

尾張西枇杷島まつり

6月5日(土)・6日(日)

清須市を代表する伝統行事である「尾張西枇杷島まつり」が6月5日・6日に行われ、約20万人の人出で賑わいました。

名古屋東照宮の祭礼の形態を、今に引き継ぐこの祭りでは、江戸時代に制作された二百年余りの歴史を誇る絢爛豪華な5輦の山車が美濃路で曳きまわされ、山車の上では、お囃子にあわせて、からくり人形の舞いが披露されました。

まつりの一番の見どころである「曲場」では、榎方たちが一斉に気合いを込めて、2本の楯棒をかつぎあげ、総重量4トンを超える山車を巧みなてこさばきにより見事に回転させ、観衆から喝采を浴びていました。また、5日の夜にはリバーランドで花火が打ち上げられ、多くの人を魅了しました。

こうして、2日間にわたり盛り上がりを見せた尾張西枇杷島まつりは、美濃路に初夏の訪れを告げ幕を閉じました。

※「曲場」…山車の方向転換。
榎方の一番の見せ場。

「榎方」…山車を曳く人。
てこを使用する。





まつりの熱気が、美濃路に初夏の訪れを告げる！